

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月六日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
〇二六番三地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字丸山一〇六 四番二地先から同町大字小室字丸山一	区 間
一一・二〇〇～一一・二一〇	六・五七〇八・八一	敷地の幅員 (メートル)
	三六七・〇〇	延長 (メートル)
		備 考